

# 「高齢者の人権」 豊かな高齢社会の実現のために

## ○超高齢化社会の出現

「少子高齢化」という言葉が一般化して30年以上たちます。平均寿命の大幅な伸びと出生数の減少により、社会の高齢化は急速に進みました。国の人口推計によると、65歳以上の高齢者は令和2年9月現在、3,617万人で、前年に比べて30万人増加しました。高齢化率は28.7%。令和18年には33.3%に達し、国民の3人に1人が高齢者になると予測されます。

高齢者がいきいきと生活できる世の中にするためには、住み慣れた地域での暮らしを続けられることと同時に、地域社会のさまざまな活動に他の世代と一緒に参加できるような社会環境を作っていくことが重要です。

しかし、地域社会の中での人と人の結びつきが薄れ、家族関係も変容する中で、高齢者が「地域社会から孤立する」「家庭や施設等で虐待を受ける」「振り込め詐欺や悪徳商法の被害者になる」などの問題が生じています。

## ○高齢者に対する虐待を防ぐには

高齢者に対し親族などが、「暴力をふるう」「介護や世話を放棄する」「財産を無断で処分する」といった虐待が発生することがあります。虐待の要因はさまざまですが、家庭内での虐待では介護する者の負担の重さや心理的ストレスが大きな要因になっている場合が多いようです。適切な介護サービスの利用や、誰かに相談することで、負担の軽減を図る方策を探ることが重要です。高齢者への虐待を防ぐには、市町村の高齢者支援機関だけでなく、地域の方々や近所に住む人たちが普段から連携、協力して地域の高齢者を見守る体制が必要です。

みんなの人権110番

☎0570(003)110

※最寄りの法務局につながります。

## ○高齢者がいきいきと暮らせる社会を

高齢者は、長年にわたり世の中のために働き、今の社会を築いてきた功績があり重要な一員です。

社会の中で重要な一員として認められることは、生活の質を維持するために重要なことです。支えが必要となった時にも、周囲の支援により、できる限り個人が自分らしく生活できるよう日常生活の中でコミュニケーションを大切に、高齢者の自主性を尊重しましょう。

高齢者が社会の一員として、いきいきと暮らせる社会の実現には、私たち一人一人が高齢者の人権について考えていくことが大切です。



▶問い合わせ先=生涯学習課 生涯学習係 ☎(56)9159